

平成24年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成24年10月17日
山口県人事委員会

【本年の給与勧告のポイント】

- 給料表、期末・勤勉手当（ボーナス）ともに改定なし（2年連続）
- 自宅に係る住居手当を平成25年4月から廃止

第1 給与についての報告及び勧告

1 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給（本年4月時点）

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A) - (B)
375,319円	375,267円	52円 (0.01%)

[参考] 民間給与と特例条例による減額措置後の職員給与との比較

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A) - (B)
375,319円	373,300円	2,019円 (0.54%)

(注) 特例条例：知事等の給与の特例に関する条例

(2) 特別給（ボーナス）

民間の特別給の支給割合（昨年8月から本年7月まで） 3.97月分
（職員の現行の年間支給割合は3.95月分）

[参考] 本年の人事院勧告の内容

- ・ 月例給、特別給ともに改定なし（月例給は給与減額支給措置による減額前の官民較差が小さく（△0.07%）、特別給は民間の支給割合（3.94月）と概ね均衡）
- ・ 50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を見直し

2 給与改定の内容

(1) 本年の給与改定

公民較差、民間の特別給の支給割合及び人事院勧告の内容等を勘案し、職員の給与について判断

ア 給料表

本年の民間給与と公務給与の較差がわずかであることから、改定を行わないことが適当

イ 期末・勤勉手当

民間の支給割合と概ね均衡していること等から、改定を行わないことが適当

(2) 住居手当

自宅に係る住居手当を廃止（実施時期：平成25年4月1日）

〔現行：新築・購入から5年経過するまで 3,000円、5年経過後 2,000円〕

3 その他の課題

(1) 給与構造改革における経過措置額

- ・ 国においては、平成18年度から実施した給与構造改革における俸給表水準の引下げに伴う経過措置について、平成26年3月末をもって廃止
- ・ 国に準じて制度を導入した経緯を踏まえ、他の都道府県の動向、経過措置額を受給している職員の状況など本県の実情を考慮し、制度の廃止に向けて検討を進めることが必要

(2) 昇給・昇格制度

- ・ 国における制度の見直し内容、他の都道府県の動向及び本県の実情を考慮し、昇給・昇格制度のあり方について検討を進めることが必要

第2 勤務環境の整備についての報告

1 総実勤務時間の短縮

- ・ あらゆる職場において、それぞれの実情に即した、実効性のある時間外勤務の縮減に一層取り組むことが必要
- ・ 管理職員は、適切な勤務時間の管理及び業務の進行管理に努めることが重要
- ・ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めることが必要

2 メンタルヘルス対策等

- ・ 引き続き、組織的に総合的なメンタルヘルス対策に取り組むとともに、管理職員を中心に、良好な職場環境づくりに努めることが重要
- ・ セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進めることが必要

3 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・ 職員に対し、支援制度の活用促進に向けた取組を進め、両立支援を更に推進していくことが必要
- ・ 男性職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を図ることが重要

第3 人事行政の運営についての報告

1 高齢期の雇用問題

- ・ 国家公務員については、定年退職者のうち希望者を再任用する方針であり、地方公務員についても、この方針を踏まえつつ、新たな再任用制度の導入が検討中
- ・ 国や他の都道府県の動向に留意し、本県の実情を踏まえた高齢期における職員の雇用制度の構築に早急に取り組むことが必要

2 公務員の労働基本権問題等

- ・ 地方公務員に係る協約締結権の付与等を内容とする法案の提出に向けた検討がなされており、国の動向等を注視し、対応することが必要

3 人材の確保・育成等

- ・ 多様かつ優秀な人材の確保のため、職員採用試験の不断の見直しや試験の応募者をより多く確保する取組が必要
- ・ キャリア形成の促進に向けた人材の計画的な育成のため、職場研修をはじめとした様々な研修や長期的な視点での人材育成に留意した人事管理等が必要
- ・ 女性職員の能力が十分に発揮されるよう、引き続き登用の推進が必要

4 人事評価制度

- ・ 公正で納得性の高い人事評価制度の定着に向け、これまでの人事評価やその試行の結果を十分に検証し、更に取組を進めることが必要

5 公務員倫理

- ・ 職員一人ひとりが公務員としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えることが必要

[参考]

1 給料表別平均給与月額

平成24年4月1日現在

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額	備考
行政職	4,870 ^人	43.5 ^歳	21.5 ^年	371,292 (369,371) ^円	事務・技術職員
公安職	3,052	39.8	18.0	359,111 (358,566)	警察官
海事職	56	43.8	22.0	412,212 (410,188)	船員
研究職	195	44.1	19.9	401,397 (400,646)	研究員
医療職(一)	6	53.9	26.0	984,533 (957,391)	医師
医療職(二)	65	42.1	19.9	332,795 (332,795)	栄養士等
教育職(一)	3,201	46.3	23.3	428,997 (427,718)	高等学校等教員
教育職(二)	7,523	46.4	23.4	420,499 (417,583)	小・中学校教員
全給料表	18,968	44.5	22.0	399,079 (397,103)	

(注) 1 平均給与月額は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当(加算額を除く。)、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。)の総額を職員数で除したものである。

2 ()内の数字は、特例条例による減額措置後の額である。

2 過去の給与改定の状況(行政職)

	月例給改定額	特別給増減月	年間給与の増減額	備考
平成11年	964円	△0.30月	△100千円	
平成12年	449円	△0.20月	△72千円	
平成13年	改定なし	△0.05月	△19千円	
平成14年	△8,031円	△0.05月	△155千円	
平成15年	△4,512円	△0.25月	△172千円	
平成16年	改定なし	改定なし	—	
平成17年	△1,301円	0.05月	△2千円	
平成18年	改定なし	改定なし	—	
平成19年	601円	0.05月	29千円	
平成20年	689円	改定なし	12千円	
平成21年	改定なし	△0.35月	△133千円	別に給与減額措置あり
平成22年	638円	△0.20月	△64千円	〃
平成23年	改定なし	改定なし	—	〃
平成24年	改定なし	改定なし	—	〃

